令和７年１１月
防　　衛　　省

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令案について

１　改正の趣旨

管理職隊員であった者の離職後２年間の再就職の届出に関して、自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号。以下「規則」という。）第65条の14において、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第３項第１号括弧書に規定する給与所得控除額（55万円）に相当する金額と同法第86条第１項第１号に掲げる場合における基礎控除の額（48万円）に相当する金額の合計額（103万円）以下の場合は、防衛大臣への事後の再就職の届出を要しないとされている。

（再就職後の届出は、自衛隊員の再就職に関し、公務の信頼性や透明性を確保するという目的で義務付けているところ、再就職によって得る報酬額が社会通念上少額である場合には、公務の公正性を損なうことがないということから届出を要しないこととしており、一般職の規定（職員の退職管理に関する内閣官房令（平成20年内閣府令第83号）第10条）に倣い、「社会通念上少額」である額として、所得税法を引用し、所得税の支払いが発生する年収額に相当する額を基準とすることで対象を明確化している。）

今般、所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、給与所得控除額と基礎控除の額に係る規定がそれぞれ以下のように改正されることから、これを引用する規則について、所要の改正を行うもの。

⑴　給与所得控除額について、所得税法第28条第３項第１号に規定する額が引き上げられる（65万円）とともに、同号から括弧書が削られる。

⑵　基礎控除の額について、同法第86条第１項第１号に規定する額が引き上げられる（58万円）とともに、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の16の２が新設され、同条第１項において加算措置（最大37万円）が設けられる。

※　以上の改正の結果、給与所得控除額と基礎控除の額の合計額（防衛大臣への事後の再就職の届出を要しない報酬額）は合計して160万円となる。

２　改正の概要

⑴　規則第65条の14の改正

ア　給与所得控除額に相当する金額に係る規定について、「括弧書」を削り「所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号」とする。

イ　基礎控除の額に相当する金額に係る規定について、「同法八十六条第一項

第一号に掲げる場合」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合）」に、「同条」を「同項」に改める。

⑵　その他

本改正の施行後においても、施行日前に営利企業以外の事業の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった者については、引き続いて従前の額（103万円）を適用するため、附則に経過措置を設ける。

３　意見公募手続

本件は行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第８号に該当することから、同条第１項の規定は適用されず、意見公募手続は実施しない。

４　施行期日

令和７年12月１日（改正法附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日と同日）